

に協力することゝなつた。

政友會國民黨聯合の大演説會は幾許もなく歌舞伎座と新富座とにて開催せられ、此兩黨の諸名士は各々熱辯を揮つて桂内閣の非違を糾弾し、その不信任を決議したが、之を國民大會と稱してゐた。大阪にても此種の大會が開催せられ、多數の民衆の面前に於て東京と同様の決議が行はれた。此政國兩黨の運動は漸次熾烈となり、幾多の黨員が全国各地に遊説して當時の内閣を弾劾したので、之に共鳴するものは多數に上つた。而かも大正二年初春に帝國議會の開催せらるゝや、熱狂せる民衆は議會を包圍して騒ぎ立つるまでに至つた。

桂公は此以前既に政黨の必要を感じ、立憲同志會を組織したが、其勢力は未だ振はず、國民の大なる同情を得るまでには至らなかつた。その後、在野黨の國民大會は更に國技館に開かれ、尙ほ二月十二日には議會にて内閣不信任の上奏案が提議された。在野黨の策動が功を奏して、世論囂々として起り、内閣を非難して已まなかつた。

此時機を見るに敏なる山本伯は政友會を訪ひ、桂公を辭職せしめて時局の紛糾を救はんと言ひ、更に桂公に辭職を勧告した。この事は後に村田保翁の貴族院に於ける山本伯彈劾演説の材料に供せらるゝに至つた。桂公は時局の紛糾を救はんが爲め山本伯の勧告を容れて桂冠することゝなつた。

幾許もなく山本伯は天命を拜して内を閣組織した。これは伯を主宰とする政友會内閣であつた。政友會と協力して此内閣倒壊運動に主動を立てた犬養翁の率ゐる國民黨では此新内閣には参加しなかつた。翁は感ずるところがあつて此内閣に入閣することを拒絶し、政國兩黨の提携は成立しなかつた。

桂公の同志會は山本伯と政友會の策動に不快を懷き、之が復報の機會を窺つてゐた。或は云ふ當時桂派は山本派に陥られたりとなし、非常に之を憤慨し、好機の到來を待つてゐたのである。その後山本内閣は大過なく一年餘繼續した。軍人なれど政治的才幹に秀でた山本伯の施設には頗る非凡なものがあり、行政整理に依りて一億數千萬圓を節減し、世間より意外の好評を博し、その信望も日増に募るに至つた。

幾程もなく桂公は病のために長逝した。當時公は薩派並に政友會に對する憤懣の念を懷きながら白玉樓中に至つたと傳ふるものもあつたのである。兎に角公が歿しても、公に屬せる一派、並に長州派の某々が、薩派特に山本派に對する憎惡の念は容易に去らなかつた。

幾許もなく勃發したのはシーメンス事件であつた。桂派、即ち山縣系及び同志會の後身たる憲

政會の一派は、好機至れりとなし、幾多の材料を手に入れて此收賄問題を提げて立ち、その不正事件に關する山本内閣の責任を大聲叱呼するに至つた。斯くて幾多の秘密は暴露され、問題は益々擴大し、激しく政争化さるゝに至つたのであつた。

事件の進行につれて、松本中將、藤井少將、澤崎大佐等の收監となり、一、二、三の三井重役の招喚を見るに至つた。茲に於て先年政友會が國民黨と策應して國民黨大會を開き、桂内閣の不信任を決議せる如く、憲政會は國民黨大會を開きて山本内閣の不信任を議決し、議會にありても極力政府を論難攻撃した。當時政府興黨として多數を制し居りし政友會の反對に會して憲政會の作戦は其効を奏せぬ恨があつたけれど、在野黨として此問題のために必死となつて戦つた憲政會には、硬骨なる貴族院議員と多數國民との熱烈なる後援があつた。

斯くて世論益々騒然となり、時局は愈々紛糾し、更に貴族院に於ける豫算の大削減となり、山本内閣は遂に總辭職の已むなきに至つた。此内は閣シーメンス事件に累せられて倒壊したのだ。在野黨並に長州派は此事件を巧みに政争化して此内閣に致命傷を與へたので、當時の内閣は此事件の犠牲となつたとも見ることが出来る。シーメンス事件そのものは普通の疑獄に過ぎないが、之が政争化されて時の内閣の運命にも累を及ぼせるほど擴大し、且つ著名のものとなつたのである。

## 第十六章 遭難疑獄

### 福島事件

明治初年自由民権論高唱力説せられ、其後板垣伯が自由黨を組織するや、文化の程度比較的低く、政治的智識も比較的低かりし東北地方にても、泰西の文物制度を知れる先覺者並に國家の隆昌を希望する志士等は、伯の主義主張に賛同し、挺身國事に奔走することを希ひ、廣く同志を叫合することゝなつた。東北地方中、當時最も此政治運動的氣運の旺盛な處は福島縣であつた。斯くて福島縣は自由黨の中堅地で、他の諸縣に比して黨人も多く且つ其縣民も政治的に自覺せるものが少なくなかつた。

福島縣の自由黨の首領として勢力を振つてゐたのは河野廣中であつて、當時彼の聲望は既に全國的に知られて居り、彼の爲めに身命を賭して悔いざるものもあつたと傳へられてゐる。河野は後年農商務大臣の榮位に登れるだけの技倆と手腕を持つてゐたが、當前も縣會議長として、地方に於ける異彩ある政治家として衆望を負ふてゐた。彼は三春藩の農夫の子として生れたが、卓抜

な才幹を有してゐたので、年少時代既に郷黨の長者を以て目されてゐた。板垣伯が官軍の指揮官として東北征討に向つた時、三春地方から選抜されて歸順の使者となり板垣伯に面會したのは實に河野であつて、而かも彼の年齢は僅に十九歳に過ぎなかつた。十九歳と云へば今の時代の中學生の年齢であるが、河野は此時既に志士の少壯政治家の手腕と才氣を有してゐたのである。彼が板垣伯に其非凡なる才幹を知られたのは、此時の會見からであつて、その後伯が國會開設運動の爲めに東北地方を遊説した時、彼と結んで深くその將來を約したとのことであつた。

河野廣中が板垣伯の國會開設運動に共鳴を感じて廣く同志を募り、自ら奥羽地方に於ける同運動の牛耳を執り、國會開設請願代表者となり、且つ此目的を貫徹して國家の福利、國民の幸福を謀る爲め、自由黨に入黨して福島地方に於ける領袖となり、爾來献身的に政治運動に没頭することとなつた。福島事件の起きたのは彼が縣會議議長當時のことで、實に三島縣令との衝突の爲めであつた。

河野は自由黨の領袖として時の薩長藩閥政府の執政に不満を懷いてゐた。勿論當時の東北地方は政治的勢力微弱なりしだけ、薩長藩閥の專横に對する反感が強烈であつたので、河野は此時地方民衆の反感を知り、且つは其主義主張を異にする自由黨員としての立場より、三島縣令の縣政

に反對することが多かつた。薩長藩閥の福島地方の代表者たる三島子と、同地方人の代表者並に自由黨員としての河野との衝突は所謂福島事件の眞因ではあるまいか。

三島通庸は福島縣地方の自由黨の勢力を挫かん爲めに若松帝政黨なるものを服心のものに組織せしめ、反對黨たる自由黨員の言論を壓迫すると、自由黨も亦之に反抗して、此兩者の拮抗は諸方面に於て行はれた。三島子は土地の交通に便する爲め、盛に土木工事を起こし、その費用を徴發し、又は夫役料にて税金に替へ、其工事を進捗させた。薩摩出身の剛毅剛達な彼は自由黨の反對などを更に恐れず、飽迄も自己の意志を貫徹せんと謀つた。これは明治十五年のことであつた。此年五月の縣會は、三島縣令が頻りに土木工事を起こし、過重の負擔を縣民に課するは不當なりとて、縣にて提出せる議案を悉く否決した。即ち縣會議長たりし河野が、自黨の議員をして原案に反對せしめたのだ。當時同縣會に於ては自由黨員が多數であつたので、流石剛腹な三島も之を如何ともすることが出来なかつたが、此時彼は果斷の處置に出て、此旨を内務省に具申し、縣會の決議を経ず原案を實行することを通告した。茲に於て一大騷擾が勃發するに至つたのである。元來福島縣の自由黨の首領たる河野廣中は、有力なる股肱を有してゐた。宇田、花香、田母野、澤田、會澤、荒尾、平島等は其雄なるもので、何れも一騎當千の勇者であつた。就中宇田、花香、

荒尾等は雄辯家として、多数縣民を動かすに足るだけの熱辯と氣概とを有してゐた。花香は縣會の書記として、又自由黨機關新聞記者として河野を援助し、宇田は縣會にて雄辯を揮つて三島子に反対し原案を決否した。斯くて縣會は解散となり、三島子の異常なる通告となつたのであつた。縣會の議決を経ずして原案を實行するとの通告が發せらるるや、之に不平を懐ける人民が三四千名彈正原に集合して不穩の舉動に出でんとした。縣會は此事を以て自由黨員の教唆に基づくものであるとなし、其嫌疑者數名を拘引し、嚴重に取調べの結果、他の隱謀に關する盟約書が發見されたりとて、縣會議長河野廣中を初め澤田、平島、會澤等その他は起訴せられることとなつた。時の裁判長は有名な玉野世履で、河野等の辯護人は星亨、大井憲太郎その他自由黨の名士であつた。審理の結果、河野は輕禁獄七年、他の六人は同六年に處せらるることとなつた。

名高き福島事件は以上の如くにして終つたが、翌年越後高田の人にて、赤井某なるものは、福島事件に不満を懷き、時の大官に危害を加へんことを謀り、天誅組なるものを組織したが、忽ち官憲の探知するところとなり、赤井は捕縛せられて同年末審理終結して重き刑罰を科せられるに至つた。福島事件後、河野の聲名は四方に喧傳せられ、國會開設後、幾度も代議士に當選し、非凡の政治家として長く議政壇上を飾り、晩年農相として其の手腕を振つたのは世間周知のことである。

ある。

福島事件に次ぎ、國事犯的事件として有名なのは加波山事件であつた。此事件も福島事件に關係があつた。即ち福島事件に於て三島子の處置を憤慨せる人々は、同子が栃木縣に轉任して再び專横の行爲に出でたとて之に危害を加へんと謀つたのが所謂加波山事件であつたのである。

三島子は栃木縣令に轉じた後、恰も福島縣に於けるが如く、日光街道に沿ひて土木工事を起こし、縣民の不滿を買つた。不急の土木工事を起こして過重の負擔を縣民に爲さしむるは不當なりとて、同地方の有志者及び自由黨員は極力之に反対した。新井章吾、田村順之助、田中正造等は當時反対派として少なからぬ壓迫を蒙り、中には投獄されたものもあつたと傳へられてゐる。三島子は尙ほ栃木縣廳を栃木町より宇都宮市に移轉せしめたので、自由黨員は極力之に反対した。就中琴田、三浦、横山等の熱血の士は三島子の横暴を膺懲せんとして同志を集め、何事をか企てんと謀つた。然るに此事が未然に探知せられ、彼等同志は加波山に立籠ることとなり、騒擾は擴大して來た。これは明治十七年九月のことであつた。既に川島子は他に轉じてゐたが、縣廳にては大に驚き、之が捕縛に苦心した。當時、自由黨員の壯士が二三千人も加波山に立籠つた如く噂されて世間を意外に騒がせたけれども、實際當時同山に入つたものは僅々十七八人に過ぎなかつた

とのことであつたが、所謂巷間の風聞は些々たる事件も針小棒大に傳つて一世を驚かしたのであつた。加波山に乗込んだものは幾許もなく捕縛されて處刑されたが、泰山鳴動して鼠一匹の感があつたと傳へられてゐる。

自由黨に關する事件に、尙ほ静岡事件なるものがある。静岡縣には自由黨の勢力が旺勢であつて、静岡には岳南自由黨あり、濱松には遠陽自由黨あり、又岡崎には岡崎自由黨があつた。就中静岡の岳南自由黨は最も大なる勢力を有し、多數の黨員を抱擁してゐた。その首領には鈴木晋高、湊省太郎、前島豊太郎等の名士があつた。鈴木は幕臣の子にて少年時代佛語を學び、法律を修めて辯護士となり、青年時代に既に辯護士會長として同地法曹界の牛耳を執つてゐた。湊も幕臣の子として生れ、佛國流の新思想家として當時の先覺者の一人であつた。前島は辯護士をして名を成してゐた。彼等は時の大官の政治上の施設に不満を懷き、同志と共に何事をか企てんと謀つたが、忽ち官憲の知るところとなり、直ちに檢舉せられて處刑せらるることとなつた。

自由黨の政治犯的事件には此外、後の代議士村松愛藏等の企てたる飯田事件及び秩父事件等あつたが、いづれも機敏なる官憲の探知するところとなり、忽ち檢舉せられて事件が終結した。此等の政治的事件が、當時の志士と自任し人々に依つて行はれたのであるから、勿論、金權利權に

關することき目的に基づくこと少なく、唯だ、一時の憤慨に驅られて違法行動を企てたものが多い。彼等は自ら憂國慨世の國士を以て任じてゐたのであらうが、其誤まれる動機と手段に出でて世を騒がせ、處刑せらるるに至つた。その國家國民の福利を念とするためなりとするも、誤つて過激なる違法手段に出づるは甚だ不可にして責む可き事である。而して國利民福を希ふ一片の熱情もなく、唯だ一身の福利のために國法を犯す現代類出す疑獄事件の連座者の如きは極力之を排除せざるべからざるものがある。例令身犠牲的精神の發露なりと自任するも國法に背く如き行動は飽迄之を阻止せざる可からざるは勿論、胸中唯だ私利私慾の念に満てるもの企てたる近時の疑獄事件の如きは、更に一層之を防止するの要がある。明治初期の自由黨に關する國事犯的事件と現代の疑獄事件とを比較すれば、其時勢の轉變の甚だしきに驚かぬを得ない。

## 湖 南 事 件

外國の貴賓に危害を加へんとした二大事件が明治年間に起つてゐるが、前のは湖南事件で、後のは馬關事件である。日清戰爭當時、支那講和全權大使李鴻章が馬關にて小山六之助に襲撃された事件は既に述べたところであるが、大津にて津田三藏が露國皇太子に危害を加へた事件は、前

者よりも更に重大性を帯びてゐた。小山も津田も共に志士を以て任じ、誤まれる國家的觀念に驅られて違法的行動に出たのは悲しむべきことであつた。

露國皇太子アレキサンドロウィツ、即ち後の露帝ニコラス二世は、希臘皇子ゲオキオスを伴ひて、我が國に來訪したのは明治二十四年五月であつた。彼は世界大戰中、露國革命の犠牲となりて、悲惨にも肌寒き西比利亞近き淋しき一寒村に流竄幽囚の身となり、遂に悲惨の最期を遂げたのであるが、その皇太子時代我が國に於ても危難に遭遇する運命に呪はれてゐたのである。

露國皇儲は三隻の露國軍艦に警衛されて五月初め長崎に來着したが、當時先着の露艦四隻が同處にゐたので、露國旗は堂々同港阜頭を壓するの盛觀を呈してゐた。同皇儲は自己の多數の隨員及び我が接伴員を從へて京都に入り、常盤ホテルに投じ、同月十一日琵琶湖の明媚なる風光を觀賞する爲め、大津に赴き、三井寺、三保が崎及び唐崎等を見物して京都に歸らんとした。然るに午後二時頃、下唐崎町を通行中、其道筋警衛中の一巡查が、突然帶劍を引抜きて車上の露國皇太子の背後より其後頭部に切りつけ、可なりの重傷を負はせた。此巡查は津田三藏であつた。彼は忽ち捕縛された。負傷せる皇太子は隨行の露國醫官の手當を受けて、一時滋賀縣廳に立寄り夕刻の列車にて京都の常盤ホテルに歸り、充分の治療を受くることとなつたのである。

津田三藏は西南戰爭の際、別働隊第一旅團の伍長として出征し、戦功に依りて勳七等に叙せられたのであつて、在郷軍人として強い國家觀念に支配されてゐた。これより前、我が國に何處とよりもなく奇怪なる風説は傳はつて來た。それは西南役に賊軍に屬してゐて武名を知られた緒方某といふものが、明治二十四年に突然海外から日本に歸つて來たことから起つたので、即ち西郷隆盛は城山に死せず、未だ西比利亞の一角に生存してゐるとの風聞であつた。而かも當時、此西郷生存説を眞實らしく書き立てた傳奇的な讀物や、錦繪等が巷間に出て、一層此風説に花を咲かせた。或るものの如きは、西郷は部下の諸將と共に露國に渡航してゐたが、此度露國皇太子と共に日本に歸り、何事をか企てるところがあらうと傳へた。

西郷の露國に於ける生存説や、其露國皇太子との同伴説に依つて少なからず神經を尖がらせてゐた津田は、自己が西南役に從軍して負傷した當時を追想し、深き感慨に耽つてゐたのであらう。然るに愈々露國皇太子が日本を訪問したが、勿論西郷などが同伴する筈がない。西郷の生存説は幾許もなく全然虚説と判明したが、露太子一行が琵琶湖の風景を見物し、三井寺の月見臺に登つた時、二人の露國人が其後方丘上の西南戦記念碑の前に來り、遙に前方を眺め、石山、唐崎への距離を計つてゐた。當時津田は此記念碑の前の警衛を命ぜられてゐたが、偶々此等露人の爲すところを見

て、或は露國皇儲の今度の來訪は、我が國に對して何等かの隱謀を企ててゐるのではあるまいかと津田は大に憤慨した。彼が露國皇太子に危害を加へんと覺悟を定めたのは、或は此時であつたかも知れない。此以前より露國が極東に大野心を有し、我が國を狙つてゐるものの如き風説が傳へられてゐたので、志士の氣概を有してゐた津田は、此際遂に露國皇儲を倒して我が國人の意氣を示し、露國の心膽を寒からしめ、その野心を挫かんと決心したのであつたらう。彼は捕縛後、法廷に於ける取調べに於て、露國の恐るべき野心を未然に挫ぐ爲め兇行を敢てしたのであると述べたと傳へられてゐるから、彼の此兇行の動機は實に此等の理由であつたと思はれる。

此大津事件の勃發に依つて、時の政府は苦境に陥らざるを得なかつた。といふのは當時露國は世界の強國で、其勢力は實に驚くべきものがあつたのに、我が國は未だ兵備整はず、財力に乏しく、若し露國より此事件を機會に開戦せられれば、誠に由々しき大事とならぬとも限らなかつたからである。而かも其事は單に露國の使臣に對する無禮に非ずして、後日其偉大なる富強國の帝位に登る可き皇太子に對する恐るべき兇行であつたから、今後如何なる國際的難問題が起るかも知れない。我が國上下一般の憂懼は非常なるものであつたと思ふ。實に津田は恐る可きライオンの鼻面を蹴上げた如き大膽なる行動に出たので、政府の驚いたのも無理がなかつた。

此兇變發生後、青木外相は、閣議の結果、露國公使を訪ひて兇漢津田を嚴刑に處することを言明し、露國側の心を和けんと計つた。然るに我が刑法には、外國の皇族に危害を加へたものを死刑に處する條文がなく、津田の場合は普通人に危害を加へたものとして無期徒刑に處し得るのみであつた。當時内閣側にては、重大なる國際問題の發生を恐れて津田を死刑に處することを主張した。然るに當時の大審院長兒島惟謙は、之を以て我が國の法權を危くするものなりとなし、斷然津田の死刑説に反對した。國際問題の重大化を恐れて、堂々たる獨立國家が其司法權の獨立を危くし、其權威を傷くる如きは恥辱であると云ふのであつたらう。時の内相西郷從道侯の死刑論と兒島大審院長の無期徒刑論とが相對立して屈するところがなかつたが、遂に司法官憲側の意見が内相側の意見に勝ち、津田三藏は無期徒刑に處され、北海道の監獄に送られ、幾許もなく病死した。兒島院長の強硬なる主張に依り、我が國の司法權の獨立が完全に維持せられたが、これにより獨立國家の體面も充分に維持せられたのである。

## 伊藤公の英雄的最期

明治初年以來兇刃の犠牲となつた名士は少なくない。未だ下手人が判明せず事件が謎のうち

に葬られてゐる廣澤參議や、紀尾井坂上一朝の露と消えた大久保利通、九段の招魂社頭を飾つてゐる銅像となつた大村益次郎や、憲法發布の當日出刃庖丁にて瘞された森有禮や、亦兇徒に襲はれても運よく生命を助かつた板垣大隈や、その他安田善次郎、阿部政務局長、原敬等遭難せる名士は多數あるが、就中遠く異邦のハルビン驛頭に兇者の手に瘞れた伊藤博文の最期の如く、悲壯な歴史的場面を呈せるものは多くはあるまい。

伊藤公は近代に於ける我が國の大政治家であり、明治維新の大功勳者の一人として、我が國運の發展に寄與せる功勞は長く歿すべからざるものがある。公は單なる國內的政治家と異なり、氣宇廣大にして常に世界の大事勢に眼を注ぎ、我が國の國際的地位の向上を希ひ、廣く世界的に名聲を知られた大政治家であつた。公が老軀を提けて海外に赴き、皇國百年の大計を樹立せんとの大なる抱負を實行せんとせる途次、惜哉憎むべき兇漢の手に白玉樓中に去つたのであつた。公の死は誠に我が國の一大損失と云はなければならぬ。

伊藤公は東洋の平和を確保し、我が國家永遠の安榮を期せんが爲め、歐洲歴遊の志があつた。公は之に依りて歐洲各國を訪ひ、英佛露獨の政治家と會し互に胸襟を披瀝して國際的親善を企て特に露國と提携して確實なる東洋政策を定めんと欲してゐた。公は日露戰爭後、我が國內の諸般

の事項が年毎に發展し、その國力は愈々充實して來たので、爾後その國力の進展を國外に期せんとしてゐた。公は獨逸のビスマルクを敬慕してゐたが、その國家の隆昌を計れる點に於て、公は實にビスマルクにも比すべき大政治家であつたのだ。ビスマルクは最初普魯西の國內の充實と安定を策し、普墺戰爭に依りて獨逸に覇を唱へ、普佛戰爭によりて獨逸帝國を創立したが、公は日清日露の兩役によりて國威を發揚したので、更に我が國を國際的に隆大ならしむる爲めに、其晩年を献げて奉公せんと期してゐたのだ。

公は明治四十二年六月韓國統監の職を辭し、東京に歸れるが、君國を愛する念深き公は、その後露國と提携して東洋永遠の平和を確保せんと計り、時の露國藏相コツオフとハルビンに會見することとなつた。公は以前より親露的傾公を有し、日露戰後、東洋問題の解決には露國と協調するの必要あるを主張してゐた。コツオフとの會見は後藤新平子の仲介に依つたので、コツオフも親日派の政治家で、我が國と提携せんとしてゐたのだ。コツオフは東洋視察の名目にて露都よりハルビンに出張し、伊藤公と會見することとなつた。

公は韓國統監の職を辭せる後、即ち明治四十二年七月朝鮮より歸朝し、翌月韓國皇太子を伴ひて東北地方を旅行し、幾許もなくコツオフと會見する爲め六十九歳の老軀を提げて滿洲に出發



した。公がハルピン停車場に着いたのは同年十月廿六日朝であつた。コソツオフは公を迎ふる爲め停車場に軍隊を整列させてゐたが、軍隊の前を通行せる時、突然その軍隊の背後より洋装の青年が躍り出で、公に短銃を連發したが、その一弾は不幸にも公の左胸部に命中した。警護の人々は大に驚き、直ちに公を列車内に運び入れた。

重傷を負ひて列車内に横はつた伊藤公は「兇漢は何者だ？」と云つた。兇漢は其時露國官憲に捕へられたが、安重根と呼ぶ朝鮮人であつた。公は之を聞くや「馬鹿な奴だ」と云ひながら、少しも騒がずブランデー一口を飲んだ。公は再び起ち得ざるを知り、靜に古谷秘書官を呼び、遺言を云ひ終るや、泰然として瞑目した。これは遭難三十分後の午前十時頃であつた。一代の大政治家は斯くて異邦の露と消え、その壯圖雄略も空しく散じて了つたが、公の國家に盡せる功勳は長く我が青史を飾るであらう。軍人が戦場にて名譽の討死する如く、公は全く君國の爲めに墮れたのであつた。既に古稀に近き老體を厭はず、獻身犠牲の大精神を懷き、國家の隆大を期せんが爲め、異邦の地に屍を晒せる此英雄的政治家の最期を偲びて、誰か敬虔の念を生ずるを覚えぬものがあらうぞ。

## 原敬遭難事件

古今東西に於ける暗殺史を検討するに、政治界又は其他の方面に大なる勢力を有するものは、自己の反對派の反感を受けることが多い。即ち味方も多い代りに敵も又多いのは當然である。兎に角反對者乃至その敵の多いことはその人物の勢力の偉大なことの反證となる。従つて其勢力の大なる人には、その身命に對する脅威も少なくない。近代では米國のリンコンや佛國のカルノーを初めとし、我が國に於ても大久保利通、大村益次郎、伊藤博文、星亨等の兇刃に墮れた人々は、皆一代の人傑であつて、その勢力の絶大であつた代りに、又その敵の反感を受けることが多かつたと云はなければならぬ。大正年間に於ても、原敬の横死は慥に彼の人物の非凡にして其勢力の偉大なりしことを立證するものである。

原敬は星亨の如く力の政治家であつて、傲岸不屈、飽迄で自説を主張して他に下らず、其所信に向つて猛進するだけの勇氣を有してゐたが、それだけ又敵も多く、敵の反感をそそることも多かつた筈である。原には星の如く人を人とも思はぬ豪宕不羈の膽略に乏しかつたにせよ、近代的政治家に必要な諸種の長所美點を有して居り、政黨の首領として卓越せる手腕と品位とを有し

てゐた。星の容貌魁偉にして豪傑風なるに比し、原は白髮童顔にして君子人の如き温厚なる風格を有してゐた。されど其政治的才幹に秀で、剛毅雄邁なことは兩者同一であつた。此相類するところ多かりし近代に於ける我が兩大政治家が、共に均しく悲壯な最期を遂ぐるに至つたのは偶然とのみは斷ずることが出来ぬ。

原敬は政友會をして今日の大を爲さしめた手腕家であつて、其爲政的才幹は暫く措き、多數の黨員を抑制し、その政黨を統制する手腕に至つては他に比肩するものは少なかつたと傳へられてゐる。永井柳太郎氏をして、西にレニンあり東に原敬ありとの警句を發せしめた當時の原の政治的勢力は偉大なものであつて、敢然進んでその主義主張を貫徹せんとする勇氣と、奮然身を挺してその所信を斷行せんとする膽氣とは、敵も味方も均しく驚歎したところであつた。

大正十年米國華盛頓に於て日、英、米、佛、伊等の海軍々縮會議が開催せられ、我が國よりは全權委員として加藤友三郎大將及び徳川家達公が出席してゐて、世界の耳目は一齊に此際新大陸の首都に集注されてゐた。此國際的大問題解決の爲めに華盛頓會議開催中、突如として我が國の首相原敬は兇刃に燈られたのであつた。即ち同年十一月五日政友會の近畿大會が京都に開催されるので、原首相は本部より多數の黨員を具して之に出席することとなつた。此一行が前日四日午後

七時、東京驛の改札口に赴ける時、一人の驛夫らしき服裝の一青年が、突如原首相に近づき、敏捷にその胸を抱へ、短刀を振り上ぐると見る間に、紫電一閃、原首相の肺深く貫き、鮮血淋漓として四散した。

一代の政治首、原敬は斯くの如くにして一青年岡良一の兇刃に燈れた。中岡は維新の志士中岡慎太郎の子孫であるとの噂さであつた。原敬を失つた政友會は、高橋是清翁を推して後任總裁と定めたのは世人の知る如くである。原敬はその志業半ばにして横死し、その遺骸はその郷里盛岡の大慈寺々畔に靜に眠つてゐるのであるが、彼が生前に於て我が憲政發展の爲めに盡せる功勳は、決して歿すべからざるものがある。彼に對する生前の論評は、その功過方に相半ばするもの如くなるものありしも、人の是非は棺を蓋ふて後定まるとの先哲の言の如く、彼去りて春風秋に十星霜に近からんとする今日、彼の早逝を惜しまざるもの少なかるべく、亦彼の我が政治界に於ける功勞を否定するものも多からざるべしと思ふ。

## 第十七章 高松事件

## 大隈内閣成立内面

大正三年の春、シーメンス事件が要因となつて山本内閣が崩壊した。即ち政友會内閣が猛烈なる憲政會の突撃に會つて脆くも倒れた。此山本内閣を倒壊せるものは勿論國民の輿論であらうけれど、その主力は憲政會と山縣系有志であつた。故に憲政の常道よりすれば此際山縣系の長派を交へた憲政會内閣が出現す可き筈であつた。然し當時世間は蠢々として喧しかつたので、後繼内閣は容易く成立を見なかつた。

最初山本内閣の後を受けて内閣を組織す可く乗出したのは清浦奎吾子であつた。氏には何等政黨的勢力を有しなかつたが、政界の大御所の觀ありし山縣公直系中の有力者であつて、貴族院に一大勢力を有してゐたから、憲政會の援助を得れば充分内閣を組織するに足る實力があつた。此際清浦子を押立て、組織運動に着手せしめたのは宗像東京府知事であつたと噂されてゐた。氏の出馬には勿論山縣系も援助を與ふる筈であり、憲政會とも談合せられてその支持を受けることが

出来るので、愈々清浦内閣の出現が可能と看做されるやうになつた。

然るに清浦子の内閣を組織する準備が整ひ、各々大臣の割當ても略々決定したが、意外にも一つの難關は此組閣の前に横つてゐた。それは海軍大臣たることを承諾した加藤友三郎大將からの入閣條件の提出であつた。元來前内閣と山縣系並に憲政會との對抗は、一面より見れば海軍派と陸軍派、即ち薩派と長派との對抗であつた。別言すれば前々内閣たる桂内閣は陸軍の長派の内閣であり、前内閣たる山本内閣は海軍の薩派の内閣であつた。それで曩に長派の桂内閣を倒せるものは薩派であり、次ぎの薩派の山本内閣を倒せるものは山縣系の長派であつた。茲に於て山縣系が以前桂内閣を倒せる山本系の薩派を恨める如く、薩派は次に組閣せんとする長派に含むところあつたのは已むを得なかつた。

清浦子は山本内閣の後を受けて内閣を組織するに當り、海軍大臣に適任者を得ることに困難した。蓋し當時の海軍の主腦者は概ね薩派の出身者にして、而かも山本伯が絶大な權勢を海軍に揮つてゐたからであつた。清浦子は漸く加藤大將の海相就任の承諾を得たけれど、同大將は海軍側の意向を無視することが出来なかつた。山本伯等海軍側の主張なる海軍擴張を加藤大將は入閣の條件とせざるを得なかつたのだ。陸軍が長派の總帥山縣公の意向を無視するを得ぬ如く、海軍は

薩派の巨頭山本伯の意向を無視し得なかつた。海軍側は前内閣たる山本伯等の主張を貫かしめんとしたのであつた。加藤大將の此入閣條件の爲め、清浦子の内閣は遂に流産に終つた。海軍側の要求の爲めに組閣不能となつたのである。

清浦内閣の組織が不可能となつたので、元老會議が開かれて後繼内閣のことを議したが容易に纏まらなかつた。三浦將軍の如きは、大隈内閣説を持出したので、此風説は漸次有勢となつたが、元老中には大隈内閣が組織せられても果して多難な時局を無事に收拾することが出来るか何うかを危ぶむものがあつた。然し此際組閣を何時までも延引せしむることが出来ないで、免に角大隈侯と交渉することゝなつた。勿論侯の外に當時内閣を組織せんと希望する野心家が多かつたけれど、何れも帶に短くに裨長く、侯以上に適任者が無かつたのである。

斯くて幾許もなく山縣、大山、松方及び井上等の四元老と大隈侯との會見となり、遂に大隈内閣の成立を見ることゝなつた。此際山縣系より此内閣に朝鮮の二個師團増加といふ條件が附隨してゐた。然るに此二個師團増加問題の爲めに、此内閣に大疑獄が生ずるに至つた。恰も海軍問題に絡らんでシーメンス事件が現はれ、山本内閣に累を及ぼした如く、此陸軍側の提出條件の爲めに所謂高松事件、即ち大浦事件が惹起されて大隈内閣を苦しむるに至つたのであつた。

### 與黨野黨の争闘

大隈内閣は山縣系の後援により憲政會を基礎として成れる内閣であつた。山本内閣を倒せるものは山縣系と憲政會との協力であつたから、斯かる内閣の組織されたのは當然のことであつた。此時憲政會から加藤高明、若槻禮次郎の兩氏が入りて、前者は外務大臣、後者は大藏大臣となつた。文部大臣は一木喜徳郎氏、司法大臣は尾崎行雄氏、遞信大臣は武富時敏氏であつた。陸軍大臣は岡市之助氏、海軍大臣は八代六郎氏、農商務大臣は大浦兼武子であつた。大隈侯は國民黨の功勞を思ふて、此時是非犬養氏を内務大臣たらしめんと自分も説得し、周囲の人々にも勸説せしめたが犬養氏は應じなかつた。

犬養氏と加藤、大浦兩氏とは以前より意見の一致せざるものがあつたので、賢明な犬養氏は自分此内閣に入るの不可なるを知り、幾多の勸説をも退けて従はなかつたのであらう。勿論若し同氏が入閣すれば閣内の意見が統一せずして内閣は短命に終つたかも知れなかつた。大隈侯は犬養氏に内相の要職を與へんと熱望し、先づ自ら内相を兼任にし置き、除々に氏を説かんと努め、約半歳の間氏の入閣するのを待つてゐたほどであつた。然し犬養氏が遂に應じなかつたので、已

むなく氏の入閣を断念し、農相の大浦子を内相に任じ、憲政會の河野廣中氏を農相の後任たらしめるに至つた。

此内閣には有能者が多かつたが、兎角異分子の雜居の如く評せられて、閣内にも、意見の扞格が少なくなかつた。特に官僚系で保守主義的傾向の大浦子と民主的傾向の尾崎氏との融和は容易に實現さる可くもなかつた。清浦子が内閣を組織せんとする時、海軍側の強硬な態度の爲めに流産したが、大隈内閣では困難な條件もなく巧みに八代氏を入閣せしむることが出来たけれど、此内閣は大浦・尾崎兩氏の不和や、陸軍二師團問題の爲めに累されることゝなつた。

大隈内閣は組閣當時の條件たる朝鮮二個師團問題に努力したが、議會に於ては到底多數黨であつた政友會を壓倒することは出来なかつた。憲政會が少數黨であつたから、政府憲政會や他の政府派の少數議員が如何に焦ればとて、此二師團増加案を通過せしむることが不可能であつた。茲に於て政府は此二師團問題の爲めに議會を解散した。そして次の總選舉に於て多數の與黨を得て此問題の解決を計らなければならなかつたのだ。

政府與黨を及ぶ限り多く當選せしむる爲め、大浦内相は畢生の努力を惜しまなかつた。尾崎法相も自己の腹心のものを當選せしむる爲めに盡力した。然し此兩氏は内面に於て常に反目軋軋し

てゐたと傳へられてゐる。兩者は互に嫉視し、その勢力を殺がんと努めてゐたと噂されてゐた。或る者は云ふ、大浦事件の起つたのは此兩者の反目の爲めであると、事の眞偽は暫く措き、此兩者の間に意志の疏通を缺いてゐて、相融和せぬところのあつたのは事實であつたらうと思ふ。

與黨たる憲政會と野黨たる政友會とは、互に必死となつて輸贏を争ひ、選舉運動に秘術を盡くして。此時大浦氏は激しき選舉干渉を行ひ、種々な手段を講じて與黨を保護し、野黨を壓迫したと傳へられてゐる。愈々總選舉が行はれたが、その結果、憲政會は大多數の當選を見、政友會は百名前後の少數黨に墮ちた。此總選舉に依つて憲政會と政友會と其地位を換へ、議會に於て大勢力を振ひ得るに至つた。政府は此選舉に大勝利を得たのであつた。

選舉に敗北した野黨は憤懣に堪へなかつたので、政府の干渉が猛烈なことを非難し、議員の買収の事實を探知して政府攻撃の準備を整へてゐた。當時内閣の機密費が議員買収費に使用されたとの噂すら生まれてゐた。議會が開かれると、此野黨の攻撃は頗る猛烈で、議論紛糾して議場には常に争闘が堪へなかつた。反對議員等は互に腕力を振つて争ふまでに立至つた。

## 大浦子の失脚

當時議會に於ける野黨の攻撃が烈しく、首相の演説にすら妨害を加ふるほど激越してゐて、幾許もなく大浦内相を告訴するに至つた。或は云ふ、大隈首相が若し内閣に不都合あらば訴へよと語れるを、村野常右衛門氏が之を聞いて大に憤り、然らば告訴せんと答へて、遂に此告訴事件が起つたと。兎に角、野黨側にては大浦子は選挙に際して不當の干渉を敢てし、尙ほ議員を買収した事實があると主張したのであつた。

大浦子に對する告訴者は村野氏で、その代理人は鹽谷恒太郎、今村力三郎の兩辯護士であつた。尾崎氏を首腦とする司法官憲では、此告訴を受理し、愈々事件を取調べることとなつた。然し取調への結果、充分の證據が舉らず、事實は不起訴に終らんとした。此時村野氏は動かす可からざる證據を列舉せる一書を司法當局に發送して嚴正なる取調べを請ふた。

村野氏の書面には待合に於ける板倉と本出の争論のことや、白川友一と大浦氏との買收費の受授のことや、その他種々の證據が記載されてゐた。之に依りて更に官憲の活動となり、取調の結果、確實の證據が續々と出て來た。茲に於て關係代議士は相次いで招喚せられ、愈々大疑獄が起つたのであつた。

此事件が進展するにつれて林田衆議院書記官長にも關係ありとせられ、氏の拘引となつたので

世人は事の意外に驚いた。此時大浦内相の身邊も亦危くなり、前後二回の取調べを受くるの餘儀なきに至つた。此事件は審理の結果、多數の代議士は有罪の判決を受け、大浦子も亦免れ得ざることとなつた。氏は身の不徳を謝し、内相の職を辭すると共に、隱居して爵位を嗣子に譲り、政界を去るに至つた。

或は云ふ、此事件が惹起せらるゝや、尾崎氏は大浦氏に向ひて此事件に關係なきやを問へるに何等關係なき旨を答へたので、司法官憲の徹底的取調べとなつたのであると。嚴正にして清廉なりし大浦子が、此内閣組織當時の條件たりし二師團増設問題を解決して、内閣の使命を果さんと熱中し、斯かる事件を惹起するに至れるは實に氣の毒であつた。氏は最初の誓約を重んじ、餘りに内閣の政策に忠實に過ぎて累を一身に及ぼせるが、換言すれば氏は私慾の爲めに事茲に至つたのではなく、二師團問題の爲めに犠牲となつたのだと噂された。我が國防の充實を期する爲めに氏の如き政治家をして一朝の過失より淋しき晩年を送るに至らしめたるは同情に價するものがあると云はれてゐた。

此事件の起れる後、八代海相は連帶責任論を説き、加藤、若槻兩氏が之に賛成したが、尾崎氏は之に反對した。幾許もなく此三氏は辭職し、外相の後任には石井菊次郎氏、大浦氏の後任には

文相の一木氏、海相には加藤友三郎氏、藏相には遞相の武富氏、文相には高田早苗氏、遞相には箕浦勝人氏が就職し、陸相も幾程もなく大島健一氏が就任した。

此事件の爲め内閣の大部分が更新せられ、大隈侯は居据はることゝなつた。尾崎氏は自己の關知せざることに責任を負ふ要なしとて其儘法相の地位に留まつたが、大浦子を失脚せしめたのは實に氏であると當時噂されてゐた。組閣の最初より尾崎氏が大浦子と互に相嫉視反目してゐたと稱され、而かも法相の職に在つたので、此事件の擴大に依つて故意に大浦子の身邊を危からしめたものゝ如く世間より看做されたのは遺憾であつた。大浦子は此事件後、幾許もなく遠逝するに至れるは誠に氣の毒の極みであつた。

## 第十八章 松島事件

### 議員買収事件

昭和二年の第五十一議會開會中には、種々の事件が突發した。本黨議員買収事件、三百萬圓事件、機密費事件、松島事件等の爲めに議場を騒がしたが、就中松島事件は其最も著大なるもので

遂に大疑獄を生ずるに至つた。然し此第五十一議會に於て最初に問題となり、議場を亂闘亂撃の巷と化せしめたのは議員買収問題であつた。

議員買収事件と稱するのは、所謂梅田寛一事件とも云はれてゐる。此事件の概要とするところは、當時の政友本黨代議士梅田寛一氏が山梨大將の意を受け、自黨代議士を金權に依つて誘ひ、之を政友會に入黨せしめんとしたことであつた。新聞紙の傳ふるところに依れば、梅田氏は森田、中村、堀、原田等の諸氏と會見して懇談するところあり、中村氏は梅田氏の紹介にて山梨大將に會見し、一封の金包を渡されたるも之を返附し、堀氏はそれを後日の證據と爲さん爲めに其まゝ金包を持ち歸り、それを本黨幹部に示したとの事であつた。

茲に於て本黨は大に憤慨し、梅田氏の行動は黨規を紊るものであると斷じ、之を除名處分に附した。然るに此議員買収問題は漸次擴大して種々の他の事件に波及するに至つた。即ち山梨大將が議員を買収せんとしたのは田中大將と策謀するところあり、而かも三百萬圓事件及び陸軍機密費事件にも密接の關係があるのであらうと推定することゝなり、此等裏面の隠くれたる事實を明白にする爲め、議會に於て「梅田寛一君の行動に關する調査委員會」なるものの成立を見るに及んだ。

此調査委員会は梅田氏を取調べることとなつたが、氏も亦自己に對する本黨の態度に憤懣を感じてか、種々同黨内に蟠まりし醜事實を暴露するに至つた。その語が如何程まで事實なるや否や所謂不明であつたが、その大要を擧ぐれば、床次總裁が屢々若槻氏と謀りて神田銀行其他を通じて數十萬金を得たとか、乾新兵衛氏の番頭西川某なるものと松浦幹事長と會見し、若し政本合同するならば乾氏から相當の運動費を支出することとを床次氏に話せるに、氏は即ち佐藤氏を派して乾氏と會見せしめたとか、その他若干の眞偽不定のことのみであつた。

梅田氏の言を聞いて本黨並に憲政會は大に憤慨し、互に泥試合を議場に演ずる端を發した。即ち梅田氏の行動調査委員会は、此時山梨大將の財産調べを爲すことを要請した。これは同大將に果して議員を買収する充分の財産を有するや否や、若し斯かる金を有せずとすれば其金の出所等を取調べて、其背後に潜む人物を知らんとする爲めであつたらう。然し此個人の財産調べは犯罪に關するものに非ざる限り、官憲が之を行ふことが出來ず、亦納税の際の所得申告も秘密文書故之を公開することが出來ないので、大將の財産調べは實行不可能に終つた。

茲に於て調査委員会は、審議を重ねること前後五回に及び、最後に次の如き湯淺凡平氏提出の發議を多數にて可決した。「議員梅田寛一君は陸軍大將山梨半造氏と通謀し、議員堀喜幸君、同中

村四郎兵衛君等に對し金錢を提供し、節を變じてその所屬せる政友本黨を脱して政友會に入黨すべきことを勧誘し、議院の體面を汚損すべき行爲をなしたることを認む」

當時此湯淺氏提出の發議が多數にて可決せられたのみならず、更に本會議に於て、「議員梅田君は院議に鑑みて直ちに處決す可し」と決議されるに至つた。これに對して山梨大將は絶對に斯かる事實、即ち議員買収を爲せること爲しと否認した。この議員買収事件は此の如くにしてうやむやの裡に葬られて了つたが、然し此事件を動因として松島事件や、三百萬圓事件及び陸軍機密費事件が指摘されて議會の大問題となり、政争化するに至つたのであつた。斯くて幾多の醜事實が白日の下に晒されることゝなつた。即ち此等の事件は梅田氏の査問會に供託せられて取調べられるに至つたのである。

### 三百萬圓事件

第五十一議會の問題となつたものの中、特に著大なものは三百萬圓事件と機密費事件とであつた。事の起りは三月四日の本會議に於て中野正剛氏は、「議員小川平吉、小泉策太郎、秋田清、鳩山一郎等諸君の行動調査のため梅田寛一君の査問會に供託すべし」との緊急動議を提出したこと



に始まるのである。

此中野氏の動議の目的は勿論、此等の諸氏の行動を調査せんとするのではなく、田中政友會總裁を問責せんとするのであつたらうと思ふ。田中大將は衆議院に議席を持たないので、之を直接問責する方法がなく、それで政友會幹部の此等諸氏を問責して間接に同大將に及ぼしたのであつたらう。此動議の内容とするところは、田中大將は政友會に入黨する以前に、在郷軍人會列席のため西下の途中、神戸の某旅館にて乾新兵衛氏と會見し、他日政權を得た時は特殊の利權を提供するとの口約にて、その番頭西川の手を通じ、數回に亘つて三百萬圓を得たといふのであつた。或は云ふ、その特殊の利權とは貴族院議員に勅選する約束なりしと。然し斯かる巷間の噂は何等の根據なく、もとより信ずるに足らないのは云ふまでもないことである。

當時の新聞紙の記するところに依れば、中野氏は議會に於て此動議を説明せる後、石光中將の手記せる文書を読み上げ、「田中大將が軍人として政治に關與するは先帝の御詔勅に鑑みても、亦軍紀維持の上からも斷じて許すべからず、又今度の山梨大將事件に關し、衆議院にて查問會が開かれたるときは、重ね／＼軍人と許してしがたきところなり」と述べ、更に元陸軍大臣官房二等主計三瓶俊治の告白書を読み上げた。此中野氏の動議は憲本兩派の賛成に依りて梅田寛一君查

問委員會の查問に附することに決定した。

然るに政友會にては此動議に接して大に憤慨し、中野氏の自決を要求する決議案を提出するに至つた。その決議案の主旨は、「神聖なる議場に於て荒唐無稽の言辭を弄し、國民の疑惑を醸し、軍隊の規律を紊亂し、士氣を頹廢せしめ、ロシアの掣に倣つて國民と軍隊との離間を企てたる非行に對して、須らく反省自決すべし」と云ふのであつた。而かも此時に當り牧野良三氏は此決議案を説明し、「中野君は東方時論に不穩の議論を掲載し、アントノフの手を経て十萬圓を受領し、且その機關新聞にも寄稿した事實がある。若し本案に反對するものあらば、中野君同様の責を負ふべきである」と云つた。之が爲め議場頗る混亂し、各所に敵味方間の格闘をすら演ずるに至り、議長は遂に振鈴をふるも鎮定せず、そのまゝ延會となつた。十三日に至つて牧野氏の釋明を條件として懲罰動議を撤回すること、中野氏を查問會に附することにて、敵味方間の折合ひがつき、漸く議事を進行することが出來た。

中野氏の查問會は開かれることとなつたが、其根據が薄弱で、同氏にもとより何等の疚しきところある筈なく、幾許もなく憲本兩派の反對にて、委員會の否決するところとなつたのは無論である。牧野氏の懲罰動議の提出されたのは、中野氏を攻撃する際、若し本案に反對するものあら

ば氏同様の責任を負ふべしと云つたのが問題となつたことであらうが、これは牧野氏の釋明に依つて撤回することゝなつた。

當時の事態に依りて議場の騒動は甚しいものがあり、三月十一日の如きは振鈴を振ること二回に及び、特に懲罰動議を説明せんとする清水市太郎氏が議長に招かれて演壇に上らんとするや、政友會側より十數名の議員が本黨席の清水、松田兩氏を襲ひ、議場は非常の混亂を呈した。粕屋議長は振鈴に依りて鎮靜を命ずるも何の效なく、益々混雜を極め、憲本議員が難を廊下に避くるや此處にも院外團があり、混棒を振つて亂闘を演じ、負傷者を出すに至つた。此際守衛等一齊に駆けつけ、議員の外套掛をもつて兩派の間に入り、漸く之を取鎮めることが出來た。粕谷議長は此騒動の責任を感じ、辭意を洩らしたが、周圍の人々之を慰撫し、且つ各派の妥協に依りて議事を進行せしむることゝなつたので、議長は辭意を翻へした。されど又最後日たる三月二十五日も再び議場が騒動を醸し、議事を進行せしむることが出來ず、議長は各派との懇談を策したが行はれず、憲政會側にては議長に對し、「議長は議場を整理する能力なきものと認むるに依り速に處決す可し」との決議案を出すに至つた。本黨側亦之に成賛したが、依然として議場騒然たるものあり、可否を決するに至らずして閉會を見ることゝなつた。此等の議場に於ける騒動の激しかり

しことを見ても、如何に當時三百萬圓事件や機密費事件等の爲め、議會に大波瀾を巻き起こせるかを察するに足りる。

此三百萬圓事件及び機密費事件に關する反對派の攻撃は、議會終了後も尙ほ引續いて行はれてゐたが、特に憲政會の横山幹事長が問責を爲すに至つて、此等の問題は再び世人の注意を引くに至つた。之より前、元陸軍大臣官房二等主計三瓶俊治は在職中に於ける公金取扱ひに關する不審に關して告發したので、司法官憲にて取調中で、未だその結果は判明せざるものがあつたが、此三瓶主計の告訴事件も當時世評の中心となつてゐた。加ふるに其頃石光中將は陸軍大臣宛に建白書を提出し、田中大將が現役中に政治運動を爲したることを挙げ、今回の三百萬圓事件に就き、斷然公正の處置に依りて國軍の名譽を保持し、軍紀の嚴正を維持す可きことを主張した。

此三百萬圓事件及び機密費事件に關する世論は囂々たるものあり、且つ此等事件を暴露した側では相當の根據ある材料を提供したとのことであつたが、何等確乎たる證據が備はらないので、反對派の期待せる如き結果を見るを得なかつた。此等事件は昭和初頭に於て世論を沸騰せしむること夥しいものがあつたけれど、その後に至りて更に大なる事件が突發して一世を驚倒することゝなつた。それは即ち松島事件であつた。

## 昭和初頭の大疑獄

昭和初頭の大疑獄と稱される松島遊廓事件の發端とも見るべきものは、昭和二年三月二日の衆議院本會議に於て、濱田國松氏は「松島遊廓移轉問題につき政務官及び議員の行動につき調査すべし」といふ緊急動議を提出したことであつた。その動議の内容は政府筋と土地會社及び政黨員間に不正の事實ある意味の文書が西區同仁會の名に於て各方面に配布され、文書配布の責任者たる重松又太郎外二名は收監されてゐるが、苟も世間の疑惑を招くが如き事實あらば、政黨政治の信用を維持する爲め、此事を徹底的に調査するの要がある、といふのであつた。

此動議は議場の人々を驚かし、即時梅田寛一氏の查問會に併託されて審議せらるゝこととなつた。此事件が未だ充分に其調査を行はぬ前に、議會は終了したが、一方司法官憲は此事件に對して嚴正なる審査を開始したが、その實證が續々として擧がつて來たので、議會終了後、意外にも政友會にては岩崎勳氏、本黨にては高見之通氏及び憲政會にては箕浦勝人氏が招喚取調べを受くることとなり、更に床次總裁夫妻が大阪檢事局に招喚せらるゝこととなつた。要するに大阪の土地會社は松島遊廓移轉に依りて利益を得る爲めに、政黨の有力者に醜運動を試みて黄白を散じた

とのが此疑獄事件の内容であつた。此事件の發展につれて世人の最も驚いたのは、平素清廉を以て知られた政界の長老たる箕浦氏が招喚取調べを受けたことであつた。

當時の新聞紙に依れば、三月には次の如き意味の記事がある。騒動の議會が終りて幾許もなく、司直の手は閉會を待つて松島遊廓事件に連座する人々の上に疾風迅雷的に延び、最初に前政友會總務岩崎勳氏が詐欺罪で起訴せられ、次に憲政會の長老箕浦勝人氏の秘書と稱せらるゝ安藤某に召喚狀が發せられたが、犯罪の内容は大阪松島遊廓の移轉許可を好餌とし、移轉熱望しつゝある土地會社から多額の運動費が各政黨の手に渡つたといふ疑ひからであるとのことであつた。

然るに四月の新聞記事には、大阪松島遊廓移轉問題で疑雲に包まれてゐた箕浦氏は二十三日朝任意出頭のかたちにて東京から大阪に七十二歳の老軀を運び、同地地方裁判所にて取調べを受け同夜七時十分強制處分に依りて大阪刑務所北區支所に收容せられたが、其後取調べの結果、二十八日に至り遂に起訴と決定したとあつた。尙ほ五月の新聞記事には、大阪松島遊廓事件は其後範圍益々擴大し、二十四日夜に至り、政友本黨總務委員長高見之通氏が拘留狀を發せられ、北區支所に收容せられたが、斯くて政友、憲政及び本黨から一人づゝの代議士を刑務所に送つたことになる、とのことであつた。梅田寛一氏事件が動機となつて、種々の事件が暴露せられ、所謂政界

の泥合戦となれる觀ありしは、返す返すも遺憾のことであつた。

此松島事件に關し、床次氏も夫人と共に一時官憲より取調べを受けたが、もとより氏に何等疚しい點がある筈がないので、唯だ證人として出頭したのに過ぎなかつた。尙ほ若槻氏も此事件の證人として取調べを受けた。當時氏の訊問前の新聞紙には次の如き意味の記事が記載されてゐる。「松島事件の證人として若槻氏の調べは東京にて行はれるが、大阪の柚木辯護士から東京の塚崎、上原、渡邊各辯護士の許に達したる來信に依れば、若槻氏に對する今度の證人取調は公判準備手續の方法で非公開中に行ふ模様である。従つて傍聽は許されない。又被告人(箕浦氏)は本人からの申し出で無い限り、當日は呼び出さない方針だといはれてゐる。然し箕浦氏は呼出しが無くとも當日は是非出頭して若槻氏の陳述内容を聴くことになつてゐる模様である。従つて若槻氏の陳述如何に依つては各辯護士側から追及的訊問の申請あるべく、相當緊張した場面を演出するであらうと觀られてゐる」云々、然し若槻氏の證人調べは靜平に行はれ、勿論此事件に大なる影響もなかつた。尙此事件に關し、若槻床次兩氏の如き政黨の首領のみならず、三十數名の名士政客が招喚訊問せらるるところとなつた。

## 公判の光景と終末

此松島事件の裁判は前後數回行はれたが、第二次公判の第一日たる昭和二年九月一日の大阪地方廷に於ける光景に關し、其翌日の東京朝日新聞は次の如き記事を掲げてゐる。「松島遊廓大疑獄事件第二次公判の第一日は一日午前九時十分から、大阪地方裁判所で滿廷大緊張の内に開廷された。先づ塚崎辯護士は若槻氏の豫審廷に於ける供述は眞に觸れず、過日東京に於ける證言と食ひ違ひのあるのは氏の性格に基くものであるとて、議會の速記録まで引證して鋭く一槍をいれた後を受け、柚木辯護士は、今回の取寄せ書類中最も重要な、かの中川知事の稟示書に對する内務省都市計畫課長の回答書を詳細に調べたところ、實に驚く可き事實を發見し、その眞正を疑はざるを得なくなつたと、熱し切つた口調で(中略)列擧し、此間の事情を究明することは本件解決の扉を開くことである」と結んだ。云々

同紙は次に川崎氏の證人調べのことを縷述し、同氏が三回箕浦氏と會見せるが、松島遊廓の移轉は許可すべき筋台のものでないとの意見を得てゐたので、そのまゝ箕浦氏にもはつきりと言つた旨を答へたと記し、更に「かくて二時間餘にわたるこの訊問がまさに終りを告げんとする際

間、突如箕浦氏は被告席に突立上り、唯今の證人の供述は事實と非常にちがつてゐます。實に證人の豫審第一回の調書を見たときから餘りの違ひに驚いてゐます。とて前後三回にわたる會見の真相この通りとばかり満面に力をこめて語り出す。いま川崎氏は第三回目の會見の際、國債證券の方は法規上許されぬが松島事件の方は法規上可能性があるといふてゐると言つた。然しその時法規上といふやうな言葉は一言も聞かない。唯だ可能性があるといふ簡單なる言葉だけである。更に驚くべきことは川崎氏は綱紀肅正を標榜する内閣にまで累を及ぼす恐れあり、とても運動は成功しまいから中止されたいといふたといふが、斯かる御注意や御説諭めいたことは一度も承つたことはない。これ等の點を今一應お調べありたしと峻辣な皮肉を交へ、さながら議政壇上に獅子吼するもの如く説きだした。耳をすましてゐた川崎氏は重々しく、私は今までの供述に何等變更すべきものがありまんと唯一言翁を振り返る。翁は川崎氏に熱眸を向けながら黙して再び語らず、滿廷は息詰るやうな雰圍氣に包まれる。云々と記した。此時被告の一人平渡信氏の如きはこの證言を聞いて満面に怒氣を含み大聲を發したとのことである。

此松島事件は幾度も審理を重ね、控訴を経た後、箕浦氏、高見氏は無罪の判決を申渡されるに至つた。岩崎氏は事件の進行中病没したとのことであつた。尙ほ平渡氏は有罪の宣告を受け刑に

處せらるゝこととなつた。一世を驚倒せしめた大阪松島遊廓移轉運動に絡まる五十六萬圓詐欺事件は斯くて終了を告げたのであつた。明治初年以來、政界の長老として其人格を慕はれた箕浦翁が、晩年に於て一朝他に誤まられて斯かる事件に係り、その清節に汚點を印せる如く世人に思はしむるに至れば、翁の平素に對して同情に堪へないが、遂に晴天白日の身となりしは、喜ばしきことであつた。翁今や逝きて亡し。誰か其他びしかりし晩年を憶ひて、轉た同情の涙を惜むものがあらふぞ。

## 結

## 論

民政黨總裁の濱口氏が初めて首相の印綬を帯びた後、自黨大會に於て行つた演説は、氏の雄大なる政治上の抱負を披瀝すると共に、新内閣の使命の重大なることを表明したのであつたが、此演説中に「舉世滔々綱紀の紊亂を敢てし恥るところなくんば、國家は衰亡の一途を逐ふの外なきことは、古今東西の歴史の證明するところである」との語句があつたが、これ實に何人も否定し得ぬ歴史的事實であるのみならず、亦何人も忘る可からざる警語である。吾人は之が實例を遠く古羅馬の昔に求めずとも、近世史を繕けば、洋の東西を問はず、幾多の痛切なる例證が續々眼に

觸れるのである。

綱紀の紊亂は嘗に政治の恐るべき墮落であるのみならず、國家の進運を阻止し、之を衰頽に導くものであるから、吾人は萬難を排して飽迄之が肅正を期さなければならぬ。區々たる情實に驅られ、或は一時を糊塗する爲めに之を看過する如きことあれば、國家の前途眞に憂懼に堪へない。苟も不正行爲あらば、斷乎として之を糺明し、政治の公明を期すると共に、混濁せる政界の刷新を行ふ可きである。須らく曠々たる邪惡誤迷の雲霧を排して善美にして正大なる立憲政治の赫々たる天日を仰がしめ、萬民をして均しく其恩澤と光明とに浴せしめなければならぬ。

濱口氏は亦「一部の人が綱紀をみだり、不正の利益を貪る時にあたり、同じ帝國の同胞中多數のものが、失業に脅かされ、衣食に窮するが如き状態の下に於て、社會問題の頻發を抑へ、國民思想の惡化を防ぐは、實に至難の事業である」と云つたが、これ實に至言である。堂々たる一部政治家並に國家の選良として一般國民の上に立つものが、嚴正なる可き綱紀を亂し、收賄瀆職の不正行爲を敢てし、多額の利益を得、私利私慾を逞ふして安逸を貪るに際し、多數國民が職を失ひ産を破り、衣食に窮して其父母や妻子を飢餓に泣かしむる如き不自然なる状態に於て、如何で險惡なる社會問題の續出を抑へ、國民思想の恐るべき惡化を防ぐことが出來得るものぞ。熱心

なる百の教化運動も千の思想善導策も、全く水泡に均しく何等の効果もある可き筈がない。

今や泰西の過激危矯なる主義思潮が滔々として我が國青年子弟の間に流れ來り、其心志を蠱惑し、其思想を惡化し、甚大なる害毒を流しつゝある時に當り、一部政客の不正行爲が續々として暴露せられ、其青年子弟に及ぼす影響の尠なからざるを思ひて何人か寒心せぬものがあらうぞ。政界の腐敗墮落が我が國民思想に如何なる惡影響を興ふるかは、吾人が茲に喁々するの要があるまい。苟も國民の儀表たる可き代議士並に政客が、國民の福利を忘れ、賤しむ可き私利私慾の犠牲となりて醜劣なる瀆職行爲を敢てして恥ぢざる如きは、餘りに其責任感の乏しきことを痛嘆せざるを得ない。雄大なる我が國家の休戚を其双肩に擔ひ、社會風教の模範となる可き彼等が、其陋劣なる不正行動に依りて國民思想を惡化し、政界を腐敗せしめたる恐る可き責任を如何にして免れんとするか。

吾人は國家のために其罪を憎んで己まず、國家の選良として幾萬國民の信望を負ひて選舉せられ、其渴仰の中心となる可き名譽ある政治家が、自ら範を國民に示さずして、却つて賤しむべき私慾に惑はされ、不義の醜行に依りて縲繼の辱を受け、獄裡に呻吟し、一國の風教を汚毒するを見て、衷心遺憾に堪へないのである。その不正行爲に依りて國民思想を惡化し、世道人心に甚大

なる害悪を流すのみならず、之を國際的に觀るも、之に依りて日本帝國の國家的威信を傷くる如きこと無きかを憂へざるを得ない。今や東洋の雄邦として世界に活躍し、第一流の大國として國際的に重きを爲し居る我が國の政治家中に、斯かる不正行爲者あるを知りて、誰か慨嘆せぬものがあらうぞ。衷心我が憲政の健全なる發達を熱望し、國家の赫耀たる隆昌を切願するもの、誰か近時續出する疑獄事件を知りて痛歎の涙を濺がぬものがあらうぞ。

吾人は云ふ國家のために、其罪を憎みて己ますと。不正行爲に依りて法網に觸るゝものゝ中には、周圍の事情に餘儀無くせられ、知らず識らず、邪路に踏み迷ふものもあるであらうし、亦他の甘言に欺かれて醜行に陥るものもあらう。而かも自ら罪を犯さんとして違法行動に出づるものあらば飽迄之を排撃せざる可からず、國法に背き、風教を害せるものは、その動機の如何に拘らず、吾人は國家の發展と政界刷新の爲め、斷然之を糺弾しなければならぬ。腦中一點の私心を交へず、只管國家國民の福利を願ひても、其行動が國法に反し、社會の秩序に害ある場合は之を排除しなければならぬのは勿論である。況んや眼中毫末も國家國民なく、唯だ私腹を肥さんが爲めに不正行爲を爲せるものに於てをや。

明治維新以來、幾多の疑獄事件が起つたが明治初期より昭和の現代に至るまでの此等の事件を

通觀するに、その事件の目的の漸次低下せるは何人も否定し得ぬところであらう。即ち明治初期より中期に亘れる政治的疑獄は、概ね國家國民の爲めなりと自信し、其手段が誤りて國法に背ける場合が多いが、其後漸次年を経るに従ひて國家的觀念の薄らげるものあり、私利私慾に動かされて邪道に陥れるもの増加せる感あるは遺憾である。燕趙悲歌的志士は暫く措き、獻身犠牲的精神に富み、眞に國家の隆大な國民の幸福を切望する國士的政治家が減少して、私利私慾のみに没頭する野望的政客の増加するは憂ふ可きことである。

吾人は政黨政治に依りて憲政の善美なる發達を希望して己まない。政黨は國民渴仰の中心たる可き筈なるに、政黨員中より若干の不徳者を出せる爲め、政黨の信望を傷け、一般政治家の聲望を害するは、政黨政治の發展上、實に忍ぶ可からざることである。濱口氏が「國民は政黨の美點を認識する前に、先づ政黨の缺點を見せつけられた」と云ひ、次に「國民が政黨政治を信ぜぬといふことになれば、憲政は再び逆轉せざるを得ないのであり、今日の如き社會狀態の下に於て、又今日の如き思想混亂の下に於て、憲政の逆轉を繰返すことあらんか、其結果は眞に恐る可きものがある」と斷じたが、吾人は大政黨の總裁として、亦一國の宰相としての氏の此忌憚なき言に滿腔の賛意を表するに躊躇せぬ。

果して然らば吾人は如何にして此憲政の逆轉を防ぎ、國民をして政黨政治を信ぜしめ得るであらうか。それには政界の刷新は必要である。不徳なる代議士を出せるは、之を選める國民にも罪なしとは云へない。濱口氏は近時政界の革正は獨り政黨の自覺のみでは望まれぬ。選舉、否廣く國民の政治的自覺の徹底が必要だと云つた。實に國民の政治的智識を涵養せしめて、その政治的自覺を助長することが緊要であると共に、濱口氏の主張する如く、亦刻下世上の輿論となつてゐる如く、選舉法の改正も亦必要であらう。政友會總裁犬養氏は近來同會地方支部代議員會の席上にて「選舉に多額の金がいるといふ事は悪いことであるから、此點は舉黨一致の力を以て之を改正しなければならぬ」と論じ、更に「選舉に多額の金がいるといふ事は決して政黨政治を健全に發達させる所以ではない」と斷じたが、之は頗る至言である。政界の疑獄事件の原因は種々あるであらふが、就中選舉費を得ることに關係してゐることが多いとの事であるから、政界を革新し、綱紀を肅正し、憲政の善美なる發達を期し、併せて政黨政治の信望を回復せんとすれば、大に濱口氏や犬養氏の語に聞くとところが無ければならない。政界の刷新には一般國民の政治的智識を涵養せしめて其政治的自覺を助長すると共に、選舉法の改正も亦肝要であることは疑を容れな

5。

吾人は我が國家の隆昌と國民の幸福を熱望し、我が憲政の健全なる發達を期するため、政界の革新と綱紀肅正とを切願して己まないのであるが、此國家的見地より維新後現代に至るまでの幾多の疑獄事件を記述したのだ。今や我が國は往時の日本に非ずして、世界の雄邦であり、其政治家の一舉一投は直に列國環視の標目となるので、其行動の如何は我が國の國際的地位にも影響するところ無しとせぬ。吾人は此際、我が政治家に對し、區々たる小利私慾に迷ひて國家を忘るゝ如き行動に出でず、活眼を開きて宇内の大勢を達觀し、美しき献身犠牲的大精神を發揮し、國家の隆昌と國民の幸福のために努力せられんことを切望すると共に、一點の私心を交へず國政に參與し、我が憲政の善美なる發展に専念し、一世の儀表として長く範を國民を示されんことを翹望して己まない。

近來忌はしき疑獄事件の頻出するは、世道人心の萎微せる一徵候なりと斷言するも誰か之を否定し得るものぞ。斯かる事件の續出は實に一般的に徳操の弛廢せるためではあるまいか。犬養氏は綱紀の頹廢は獨り政界のみでない。頹廢は社會の各部分に因果關係を持つてゐると云つたが、世人が近來の疑獄事件の頻出を以て、單に之を對岸の火災視するは大なる謬迷である。我が同胞中より斯かる事件に連座せる人々を出せるは、吾人國民に何等の責任なしとは云へない。政界に



於ける不正行動は、誠に國民間に於ける道德的頹廢の一反影ではあるまいか。有徳なる國民より腐敗せる代議士を出すことなしとの英國政治家パークの言を切實に味ふことを要する。この度の疑獄事件に鑑みて、吾人國民は深く自ら反省し戒飾せざるべからざるものがなからうか。吾人は瑣々たる内争に没頭することを止め、今後大に徳風を振起し、相共に協力一致して國威を發揚し、世界的大國民として宇内に雄飛し、國際的に活躍するの偉大なる覺悟を要する。

# 政界疑獄史 (終)

昭和五年三月廿一日印  
昭和五年三月廿一日發

刷行

(政界疑獄史)

正價 金壹圓貳拾錢  
持價 金壹圓

著作權所有



著者

關 莊 一 郎

發行者

東京市麴町區麴町三丁目二番地  
福 田 滋 次 郎

印刷者

東京市麴町區三番町六十八番地  
鈴 木 清 三

印刷所

東京市麴町區三番町六十八番地  
日 本 書 院 印 刷 部

發行所

東京市麴町區麴町三丁目二番地  
振替東京二〇八六・電話九段二〇九一

日 本 書 院 出 版 部

512574

### 目書評好院書本日

原 胤 昭 罪の人の生きる道	正價一圓二十錢	送料八錢
遠藤利男 世界の最下層を行く	正價一圓五十錢	送料十錢
關壯一郎 政界疑獄史	正價一圓二十錢	送料十錢
水谷次郎 文藝戰線暴露史	正價一圓五十錢	送料十錢
水谷次郎 世界美人行進曲	正價一圓五十錢	送料十錢
今村秋江 日本美女禮讚史	正價一圓五十錢	送料十錢
山浦貫一 政治家よ何處へ行く	正價二圓	送料十二錢
福 田 稔 母の最後の日	正價一圓五十錢	送料十錢
水谷次郎 日本三千年史蹟	正價二圓五十錢	送料十八錢
大町桂月 日本國民性の解剖	正價一圓五十錢	送料十錢
修 養 會 世界國民性讀本	正價一圓	送料八錢
日本旅行會 日本溫泉名勝案内	正價一圓五十錢	送料十二錢



